

条例第 27 号

宇和島市立伊達博物館設置条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 7 月 1 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市立伊達博物館設置条例等の一部を改正する条例

(宇和島市立伊達博物館設置条例の一部改正)

第1条 宇和島市立伊達博物館設置条例（平成17年条例第94号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後			
別表第 1 （第 9 条関係）				別表第 1 （第 9 条関係）			
区分		入館料（ 1 人 1 回につき）		区分		入館料（ 1 人 1 回につき）	
		個人	団体（20人以上）			個人	団体（20人以上）
常時展示	一般	500円	400円	常時展示	一般	500円	400円
	高齢者（65歳以上）	400円	400円		高齢者（65歳以上）	400円	400円
	大学生・高校生	400円	200円		大学生	400円	200円
	中学生以下	無料	無料		高校生以下	無料	無料
特別展示		その都度定める額		特別展示		その都度定める額	
備考				備考			
1 観光案内業者のあっせんによる入館者は、前記各区分に基づく入館料から 1 割 5 分以内を割り引いた額とする。				1 観光案内業者のあっせんによる入館者は、前記各区分に基づく入館料から 1 割 5 分以内を割り引いた額とする。			
2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者（介助が必要な場合は、介助者 1 名を含む。）は、無料とする。				2 高校生以下とは、 <u>高校生又は出生の日から18歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。</u>			
3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者（介助が必要な場合は、介助者 1 名を含む。）は、無料とする。				3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者（介助が必要な場合は、介助者 1 名を含む。）は、無料とする。			

(宇和島城天守観覧料条例の一部改正)

第2条 宇和島城天守観覧料条例（平成17年条例第96号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
(観覧料)					(観覧料)				
第3条 天守観覧料は、次のとおりとする。					第3条 天守観覧料は、次のとおりとする。				
区分	一般			観光案内業者のあ っせんによる観覧 者又は団体（20人以 上）	区分	一般			観光案内業者のあ っせんによる観覧 者又は団体（20人以 上）
	大人	高齢者 （65歳以 上）	<u>中学生以下</u>			大人	高齢者 （65歳以 上）	<u>高校生以下</u>	
観覧料	200円	160円	無料	1人当たり 160円 ただし、 <u>中学生以下</u> は無料とする。	観覧料	200円	160円	無料	1人当たり 160円 ただし、 <u>高校生以下</u> は無料とする。
備考 <u>身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保 持者（介助が必要な場合は、介助者1人を含む。）は、無料とす る。</u>					備考 _____ _____ <u>1 高校生以下とは、高校生又は出生の日から18歳に達する日 以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。</u> <u>2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保 持者（介助が必要な場合は、介助者1人を含む。）は、無料と する。</u>				

(宇和島市吉田ふれあい国安の郷設置条例の一部改正)

第 3 条 宇和島市吉田ふれあい国安の郷設置条例（平成17年条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前			改正後		
別表第 1（第 3 条関係）			別表第 1（第 3 条関係）		
区分	一般	団体（20人以上）	区分	一般	団体（20人以上）
大人（高校生以上）	200円	160円	大人	200円	160円
高齢者（65歳以上）	160円	160円	高齢者（65歳以上）	160円	160円
小人（中学生以下）	無料	無料	高校生以下	無料	無料
備考 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者（介助が必要な場合は、介助者 1 名を含む。）は、無料とする。			備考 <u>1 高校生以下とは、高校生又は出生の日から18歳に達する日以後の最初の 3 月31日までの間にある者をいう。</u> <u>2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者（介助が必要な場合は、介助者 1 人を含む。）は、無料とする。</u>		

（畦地梅太郎記念美術館及び井関邦三郎記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正）
第 4 条 畦地梅太郎記念美術館及び井関邦三郎記念館の設置及び管理に関する条例（平成17年条例第168号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
-----	-----

別表（第6条関係）

区分		入館料（1人1回につき）	
		個人	団体（20人以上）
常設展示観覧	大人	300円	200円
	高齢者（65歳以上）	200円	200円
	大学生・高校生	200円	100円
	中学生以下	無料	無料
特別展示観覧		2,000円の範囲内において、市長がその都度定める額	

備考

- 1 「常設展示観覧」とは平常的に展示する資料の観覧をいい、「特別展示観覧」とは特別に企画展示する資料の観覧をいう。

- 2 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者（介助が必要な場合は、介助者1人を含む。）は、無料とする。

別表（第6条関係）

区分		入館料（1人1回につき）	
		個人	団体（20人以上）
常設展示観覧	大人	300円	200円
	高齢者（65歳以上）	200円	200円
	大学生	200円	100円
	高校生以下	無料	無料
特別展示観覧		2,000円の範囲内において、市長がその都度定める額	

備考

- 1 「常設展示観覧」とは平常的に展示する資料の観覧をいい、「特別展示観覧」とは特別に企画展示する資料の観覧をいう。

- 2 高校生以下とは、高校生又は出生の日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

- 3 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳保持者（介助が必要な場合は、介助者1人を含む。）は、無料とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の宇和島市立伊達博物館設置条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の入館に係る入館料について適用し、同日前の入館に係る入館料については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の宇和島城天守観覧料条例の規定は、施行日以後の観覧に係る観覧料について適用し、同日前の観覧に係る

観覧料については、なお従前の例による。

- 4 第3条の規定による改正後の宇和島市吉田ふれあい国安の郷設置条例の規定は、施行日以後の入場に係る入場料について適用し、同日前の入場に係る入場料については、なお従前の例による。
- 5 第4条の規定による改正後の畦地梅太郎記念美術館及び井関邦三郎記念館の設置及び管理に関する条例の規定は、施行日以後の入館に係る入館料について適用し、同日前の入館に係る入館料については、なお従前の例による。